

一部負担金払戻金と家族療養費附加金について

● 附加金等の給付

組合員証（組合員被扶養者証）を使用して診療を受けた場合、医療機関等で支払った自己負担額について、定款の定めるところにより給付する共済組合の独自制度です。

種別	対象	給付内容
一部負担金払戻金	組合員	医療機関等で支払った自己負担額から基礎控除額を控除した額（1,000円未満切捨て）
家族療養費附加金	被扶養者	

標準報酬月額		基礎控除額	基礎控除額除(合算)
上位所得者	53万円以上	50,000円	100,000円
一般所得者	53万円未満	25,000円	50,000円

● 算定基準

- ・ 同一月内に同一医療機関等で診療を受けた場合を1件とします。
自己負担額が基礎控除額以上の場合、附加金等を支給します。
- ・ 医療機関等から提出された診療報酬明細書等(レセプト)1枚を1件とします。
そのため、医科(入院)・医科(外来)、歯科(入院)・歯科(外来)ごとに算定されます。
- ・ 法律、条例又は要綱等により、国又は地方公共団体から医療給付が公費で負担される場合には、その限度において支給しません。
- ・ 調剤レセプトは、処方箋を発行した医療機関の医科レセプトと合算し、1件とします。
- ・ 支給対象が複数ある場合、自己負担額を合算し、基礎控除額(合算)を控除した額となります。
- ・ 高額療養費の支給がある場合、高額療養費を除いた最終自己負担額で算定します。

附加金等支給事例（標準報酬月額38万円 組合員の場合）

1. 医科(外来)のみの場合

◆ケース1

【医科(外来)】医療費総額：85,700円	
共済組合負担額：59,990円	自己負担額：25,710円

自己負担額合計：25,710円

一部負担金払戻金：0円 (25,710円 - 25,000円 = 710円 ≒ 0円)

◆ケース2

【医科(外来)】医療費総額：91,300円	
共済組合負担額：63,910円	自己負担額：27,390円

自己負担額合計：27,390円

一部負担金払戻金：2,000円 (27,390円 - 25,000円 = 2,390円 ≒ 2,000円)

2. 医科(外来)と調剤(院外処方)のみの場合

【医科(外来)】医療費総額：79,900円	
共済組合負担額：55,930円	自己負担額：23,970円

【調剤(院外処方)】医療費総額：27,900円	
共済組合負担額：19,530円	自己負担額：8,370円



自己負担額合計：32,340円

一部負担金払戻金：7,000円 (32,340円 - 25,000円 = 7,340円 ÷ 7,000円)

3. 複数の医療機関で受診(合算算定)の場合

◆ケース1

【医科(入院)】医療費総額：123,850円	
共済組合負担額：86,695円	自己負担額：37,155円

【医科(外来)】医療費総額：97,450円	
共済組合負担額：68,215円	自己負担額：29,235円

自己負担額合計：66,390円

一部負担金払戻金：16,000円 (66,390円 - 50,000円 = 16,390円 ÷ 16,000円)

◆ケース2

【医科(外来)】医療費総額：86,420円	
共済組合負担額：60,494円	自己負担額：25,926円

【医科(外来)】医療費総額：73,200円	
共済組合負担額：51,240円	自己負担額：21,960円

【調剤(院外処方)】医療費総額：21,400円	
共済組合負担額：14,980円	自己負担額：6,420円



自己負担額合計：54,306円

一部負担金払戻金：4,000円 (54,306円 - 50,000円 = 4,306円 ÷ 4,000円)

※附加金等の給付については、医療機関から共済組合に請求があった月に組合員に支給します。
支給額は、共済組合から支給月に配付する「短期給付決定通知書」をご確認ください。